

介護福祉士国家試験問題における難しい用語の取扱い

介護福祉士国家試験における難しい用語の取扱いについて、候補者などに対して配慮するため、試験問題中で使用される難しい用語を一部見直し、分かりやすい表現にした。今回の試験では、全120問中、127カ所について改善を実施。

※EPA候補者の最初の受験（平成24年1月）の前年度より実施

見直しの概要

- ① **常用漢字以外の漢字については、原則としてふりがなを振る。**常用漢字であっても、読み方が紛らわしいなど、個々に必要と判断されるものについては、ふりがなを振る。

例) 石^{けん}鯨 葛^{かっとう}藤 甥^{おい}

- ② **易しい用語に置き換えても現場が混乱しないと思われるものについては、置き換え、複合語の分解、平易に表現する等の方法で見直しを行う。**

- ③ **介護、福祉、医療などの学問上・法令上の専門用語は、原則として置き換えないが、難しい漢字にはふりがな、英字略語には正式名称と日本語訳をつけ、疾病名には英語を併記するなどの改善を図る。**

- 常用漢字以外の漢字については、原則としてふりがなを振る。常用漢字であっても、読み方が紛らわしいなど、個々に必要と判断されるものについては、ふりがなを振る。

例) 咀嚼^{そしゃく} 嚙下^{えんげ} 清拭^{せいしき} 麻痺^{まひ} 虐待^{ぎゃくたい}

- 英語の正式名称及び一般的に使用されている日本語訳を併記する。

例) ADL→ADL (Activities of Daily Living;日常生活動作)

ICF →ICF (International Classification of Functioning,Disability and Health;国際生活機能分類)

- 疾病名への英語併記

例) 認知症 (dementia) 脳梗塞 (cerebral infarction) 糖尿病 (diabetes mellitus)

- 外国人名への原語併記

例) マズロー(Maslow,A.H.) キューブラー・ロス(Kübler-Ross,E.)